

第百二回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第 七 号

昭和六十年三月二十六日(火曜日)

午後零時三十分開議

出席委員

委員長 片岡 清一君

理事 太田 誠一君 理事 亀井 静香君

理事 高村 正彦君 理事 森 清君

理事 天野 等君 理事 横山 利秋君

理事 岡本 富夫君

井出 二郎君 上村 千一郎君

衛藤 征士郎君 宮崎 茂一君

稲葉 誠一君 山花 貞夫君

中村 巖君 橋本 文彦君

伊藤 昌弘君 柴田 陸夫君

林 百郎君

出席國務大臣

法務大臣 嶋崎 均君

出席府政委員

法務大臣官房長 岡村 泰孝君

法務省民事局長 枇杷田 泰助君

委員外の出席者

法務委員会調査室長 末永 秀夫君

委員の異動
三月二十二日

辞任

上村 千一郎君

衛藤 征士郎君

中村 巖君

同日

辞任

江崎 真澄君

中川 昭一君

宮崎 角治君

補欠選任

江崎 真澄君

中川 昭一君

宮崎 角治君

補欠選任

上村 千一郎君

衛藤 征士郎君

中村 巖君

同日 三月二十五日

辞任 小澤 克介君

同日 中村 正男君

辞任 中村 正男君

同日 小澤 克介君

同日 中村 正男君

同日 小澤 克介君

同日 中村 正男君

同日 小澤 克介君

同日 中村 正男君

同日 小澤 克介君

同日 中村 正男君

同日 小澤 克介君

同日 中村 正男君

同日 小澤 克介君

同日 中村 正男君

同日 小澤 克介君

同日 中村 正男君

同日 小澤 克介君

同日 中村 正男君

同日 小澤 克介君

同日 中村 正男君

同日 小澤 克介君

同日 中村 正男君

同日 小澤 克介君

同日 中村 正男君

同日 小澤 克介君

同日 中村 正男君

同日 小澤 克介君

同日 中村 正男君

同日 小澤 克介君

同日 中村 正男君

同日 小澤 克介君

同日 中村 正男君

本日の会議に付した案件

電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案(内閣提出第二〇号)

片岡委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案を議題といたします。

まず、趣旨の説明を聴取いたします。嶋崎法務大臣。

電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〇嶋崎國務大臣 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、最近における登記事務の処理の状況にかんがみ、電子情報処理組織の導入によるその処理の円滑化を図るための措置等につき必要な事項を定めようとするものでありまして、その要点は、次のとおりであります。

第一に、法務大臣が指定する登記所においては、登記簿に記載されている事項を電子情報処理組織によって登記ファイルに記録し、何人でも、登記ファイルに記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができることとする。ことに、その書面は、他の法令の規定の適用については、登記簿の謄本または抄本とみなすものとする。こととしております。

第二に、国は、電子情報処理組織を用いて登記を行う制度その他の登記事務を迅速かつ適正に処理する体制の確立に必要な施策を講じなければならないものとする。こととしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

〇片岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

次回は、明二十七日水曜日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時六分散会

電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案

電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、最近における不動産登記、商業登記その他の登記の事務の処理の状況にかんがみ、電子情報処理組織の導入によるその処理の円滑化を図るための措置等につき必要な事項を定めるものとする。

第二章 (登記ファイルへの記録)

第二条 法務大臣が指定する登記所においては、登記簿に記載されている事項を、法務省令で定めるところにより、登記ファイルに記録することができる。

2 前項の規定による記録は、電子情報処理組織によつて行う。

3 第一項の指定は、告示してしなければならない。

(登記ファイルに記録されている事項を証明した書面)

第三条 何人でも、手数料を納付して、登記官に対し、前条第一項の登記ファイルに記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付を請求することができる。

2 何人でも、手数料のほか郵送料を納付して、前項の書面の交付を請求することができる。

3 第一項の手数料の額は、物価の状況、同項の書面の交付に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。

第四条 前条第一項の規定に基づいて交付された書面は、民法(明治二十九年法律第八十九号)、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)その他の法令の規定の適用については、登記簿の謄本又は抄本とみなす。

(国の責務)

第五条 国は、電子情報処理組織を用いて登記を行う制度その他の登記事務を迅速かつ適正に処理する体制の確立に必要な施策を講じなければならない。

2 法務大臣は、前項の施策のうち重要なものを講ずるに当たっては、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

(省令への委任)

第六条 この法律に定めるもののほか、第三条第

一項の書面の交付に関する手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、法務省令で定める。

附 則

この法律は、昭和六十年七月一日から施行する。

理 由

最近における登記事務の処理の状況にかんがみ、電子情報処理組織の導入によるその処理の円滑化を図るための所要の措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。